

## 熊本市公民館の使用に係る審査基準及び処分基準

この基準は、熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号。以下「条例」という。）第3条に規定する公民館の使用の許可及び第4条に規定する公民館の使用許可の取消しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 条例第4条第1項第1号の規定に該当する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 麻薬、覚醒剤その他法令により所持を禁止されている物を持ち込む場合
- (2) 公然とわいせつな行為をしようとする場合
- (3) 法令に違反するような行為をしようとする場合
- (4) その他公益を害し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合

### 条例第4条第1項第2号の規定に該当する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害時において避難場所として確保する場合
- (2) 公職選挙法に基づき施設を利用する場合

### 条例第4条第1項第3号の規定に該当する場合は、次に掲げる場合とする。

- ・専ら、又は主として商品又はサービスの広告、宣伝、購入の勧誘又は販売を行うことを目的としていると認められる場合
- ・専ら、又は主として営利企業（法人であると否とを問わない。）の広告又は宣伝を目的としていると認められる場合
- ・特定の政党の政策を宣伝し、又はこれに反対するための活動に利用する場合

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ  
その他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

**条例第4条第1項第4号の規定に該当する場合は、次に掲げる場合とする。**

- (1) 2回以上使用許可に係る使用日時や施設を変更しようとする場合
- (2) 使用開始後に使用許可に係る使用日時や施設を変更しようとする場合
- (3) 熊本市公民館条例施行規則第16条の使用者の遵守事項を違反するおそれがある場合  
合  
(使用者の遵守事項)

第16条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用施設の定員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けた場合を除き、公民館内で物品を展示し、販売し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 使用許可を受けない室及び器具を使用しないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携帯しないこと。
- (6) 他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (7) その他風紀及び秩序を乱さないこと。

**条例第4条第1項第5号の規定に該当する場合は、次に掲げる場合とする。**

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）が組織の利益となるような活動を行うために利用しようとする場合

**条例第4条第1項第6号の規定に該当する場合は、次に掲げる場合とする。**

- (1) 入館者や付近住民の身体又は財産が脅かされることはもちろん、それらに迷惑を及ぼす行為がある場合
- (2) 施設の維持補修が必要となる場合
- (3) 利用者間の使用調整が必要になる場合  
陶芸室の使用許可決定の優先順位は次に掲げるところによる。ただし、既に使用許可決定したものについては、調整の対象としない。  
ア 焼成する作品を創作した場所 公民館の施設を使用したものを優先すること。  
イ 申請日 早い方を優先すること。
- (4) 建物又は附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがある場合  
「毀損」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含む。